

参 考 資 料

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和5年9月1日提出

議番号	件名
8 1	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
8 2	玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
8 3	玉名市民会館条例の一部を改正する条例

議第81号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧							
別表（第2条—第5条関係）							別表（第2条—第5条関係）							
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略	
	玉名市合併処理浄化槽事業審議会	略	略	略	略	略		玉名市合併処理浄化槽事業審議会	略	略	略	略	略	略
	玉名市学校給食費検討委員会	(1) 学校給食費に関すること。	審議	12人以内	(1) 児童又は生徒の保護者の代表者 (2) 小中学校の校長 (3) その他市長が適当と認める者	1年								
	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
（玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係））							（玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係））							
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）							
職名		支給別	支給額（円）	摘要			職名		支給別	支給額（円）	摘要			

略	略	略	
学校給食食物アレルギー対応委員会委員	略	略	
学校給食費検討委員会委員	日	5,800	
略	略	略	

略	略	略	
学校給食食物アレルギー対応委員会委員	略	略	
略	略	略	

議第82号関係

玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 <u>本市の区域内</u>(以下「市内」という。)に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 市民等 市民及び<u>市内</u>に存する建築物の所有者等をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、<u>国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第9条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(協議会の設置)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 <u>市</u>の区域内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 市民等 市民及び<u>本市の区域内</u>に存する建築物の所有者等をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める<u>ものとする</u></p> <p>_____。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第9条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(協議会の設置)</p>

第10条 空家等対策に関する協議を行うため、法第8条の規定に基づき、協議会を置く。

2～5 略

(立入調査等)

第11条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第18条、第19条及び第20条第1項の規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～6 略

(空家等に関するデータベースの整備等)

第13条 市は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第15条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条 略

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第14条の2 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針（同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空

第10条 空家等対策に関する協議を行うため、法第7条の規定に基づき、協議会を置く。

2～5 略

(立入調査等)

第11条 市長は、市の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第18条、第19条及び第20条第1項の規定の施行に必要な限度において_____、当該_____職員又は_____その委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～6 略

(空家等に関するデータベースの整備等)

第13条 市は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第15条まで_____において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条 略

家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(助言又は指導)

第18条 市長は、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（第2条第2号ア又はイに掲げる状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第19条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該助言又は指導に係る特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令等)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第2

(助言又は指導)

第18条 市長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（第2条第2号ア又はイに掲げる状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第19条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該助言又は指導に係る特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令等)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第1

2条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第22条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第22条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第22条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 略

(行政代執行)

第22条 市長は、第20条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら当該措置を命ぜられた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該措置を命ぜられた者から徴収することができる。

2 略

4条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第14条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 略

(行政代執行)

第22条 市長は、第20条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら当該措置を命ぜられた者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該措置を命ぜられた者から徴収することができる。

2 略

(公示等)

第23条 第20条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第18条の助言若しくは指導又は第19条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第20条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市長は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者が
その措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

2 市長は、前項の措置を講じた後に、命令対象者を確知し、又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収することができる。

3 市長は、第20条第1項の規定による命令をした場合においては、法第22条第11項の規定により、標識の設置、市の広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

4 略

(公示等)

第23条 第20条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者_____を確知することができないとき(過失がなくて第18条の助言若しくは指導又は第19条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第20条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市長は、法第14条第10項の規定により、その者_____の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に_____行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その_____措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ_____公告しなければならない。

2 市長は、第20条第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識の設置、市の広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 略

議第 8 3 号関係

玉名市民会館条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(入館の制限)</p> <p>第 2 1 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 感染性の病気にかかっている_____と認められる者</p> <p>(2)~(4) 略</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第 2 1 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 感染性の病気にかかり、又は精神に異常があると認められる者</p> <p>(2)~(4) 略</p>

